

2019年8月20日

北海道議会議長 村田憲俊さま

北海道議会 自民党・道民会議会長 佐々木俊雄さま

子どもに無煙環境を推進協議会

J T の喫煙所寄贈（無償提供）を北海道議会は撥ねつけるべきです

「新しい北海道議会庁舎の喫煙所問題について、道議会自民党は総会を開き、税金を使わずに喫煙所の設置が可能か調査することを決めた」と報道され、J T北海道支社が道議会への寄贈（無償提供）を打診しており、自民党会派はJ Tから意見を聞いたうえで、9月初めに方針を決めたいとしているとのこと。しかしこれは以下の点からとうてい許されないことです。

1. J Tは、喫煙所を寄贈（無償提供）するにとどまらず、新庁舎への改装費用、今後のメンテナンス費用なども全て提供することを提案することにより、公費の無駄遣い批判をかわし、また住民監査請求の無効化を意図しているものと思われます。
2. J Tが道議会に、喫煙所を寄贈（無償提供）し、道議会側がこれを受けることは、利益相反（議員としての道民の負託を受けている公的立場の責務と、特定企業J Tの利益をはかり癒着・依存が発生する相反状態）の点から許されないことで、これは日本が批准したタバコ規制枠組み条約第5条3項、及びその実施のためのガイドラインにも違反することです。

WHO たばこ規制枠組条約第5条3項の実施のためのガイドライン

「たばこ規制に関する公衆衛生政策をたばこ産業の商業上及び他の既存の利益から保護すること」 https://www.mhlw.go.jp/topics/tobacco/dl/fctc_5-3_guideline_120506.pdf

(4) 政府関係者や職員における利益相反を避ける。

たばこ会社が政府機関、関係者、職員に提供する支払金や、金銭又は現物を問わない贈り物及びサービス、研究資金は、利益相反となる可能性がある。

勧告

4.10 締約国は、政府又は準政府機関の関係者又は職員がたばこ産業から金銭又は現物による報酬、贈与又はサービスを受け取ることを許してはならない。

3. 新庁舎の設計及び着工当初から喫煙所の想定が無かった空間に、タバコの使用のみを目的とした場所を特別に確保するため、J T から喫煙場所という便益を受けることに

より、行政及び議会でJT 寄りの施策、あるいはJT に遠慮した審議をすることにならざるを得ないことは、利益相反にとどまらず、贈収賄（賄賂罪、刑法第二十五章 汚職の罪の第 197 条（収賄、受託収賄及び事前収賄、請託）等、日本たばこ産業株式会社法第十四条・第十五条）の疑義が持たれることにならざるを得ないのではないのでしょうか？

あるいは告発の可能性がある（刑事訴訟法第二百三十九条 何人でも、犯罪があると思量するときは、告発をすることができる。）のではないのでしょうか？

4. 喫煙する道議会議員（また議員以外の喫煙者）の喫煙にこのような便益関係が通ることになれば、道議会、特に喫煙所を利用する議員は、JT に負い目を感じざるを得ず、道議会とJT の癒着と依存関係を招き、公正であるべき行政及び議会審議でタバコ行政がJT 寄りのものにならざるを得ないことは必至となり、長きにわたり議会審議の阻害となることが避けられないことから、絶対に許されないことです。

5. このような喫煙所を設けることになれば、将来的に喫煙所廃止が法的に義務付けられた場合に、あるいは道議会が自主的に廃止を決めようとした場合に、阻害要因となり、あるいはJT から契約不履行の訴えや損害賠償請求が発生するであろうことは予見必至です。

現に、岩手県議会では、JT が 2014 年 11 月に約 200 万円で喫煙所を整備し、使用期間 5 年の約束で県に寄付したことから、県議会は 2019 年 6 月に喫煙所の廃止を決めかね、結論を県議選後の 9 月に先送りしたとのことです。

<https://notobacco.jp/pslaw/kahoku1906272.html>

6. 喫煙所から、煙は必ず漏れるし、呼出煙でも、周りの議員・職員・訪問者へ危害を及ぼし、清掃員への健康危害など引き起こします。これらの危害により、損害賠償請求が起こされた場合に、道議会は責任を取れるのでしょうか？ あるいはJT 側の責任として全責任をJT に押し付けることが可能とでもお考えなのではないのでしょうか？

7. 以上の指摘にも関わらず、JT からの寄贈を受けることになれば、（一部の）喫煙議員及びJT のなりふり構わぬ見苦しさ・非常識とともに世の非難と指弾を受けることでしょう。北海道議会及び北海道庁の歴史に大きな汚点を残すことになるでしょう。

※北海道議会の他の会派、及び北海道知事にも写しをお送りしました。